福井市道路除排雪事業協力金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、降雪期における市道等の交通の確保及び市民生活の安定を図るため、自治会等が行う市道等の除雪、排雪又は消雪（以下「除排雪事業」という。）に対し、協力金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「自治会等」とは、福井市行政嘱託員設置規則（昭和５０年福井市規則第１号）第１条に規定する市長が認める区域において構成する団体又はこれに準ずるものをいう。

２　この要綱において「市道等」とは市道及び市が管理する道路をいう。

（交付対象）

第３条　協力金の交付の対象は、市道等のうち市長が指定したものについて、自治会等が行う除排雪事業とする。ただし、福井市小型除雪機購入補助金の交付対象者が除雪を行う路線については、福井市小型除雪機購入補助金の交付決定日に属する年度から起算して１０年を経過する年度までの間は、本事業の対象としない。

（協力金の額）

第４条　協力金の額は、次の算式により算出された額（その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

算式

Ａ×Ｂ×Ｃ

備考　Ａ、Ｂ、Ｃは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ａ　除排雪の単価

市が支出する当該年度の除排雪事業費（一斉除雪を行ったときの委託事業に係る除排雪経費に限る。）に係る１メートル当たりの除排雪単価（ただし、小数点が生じる場合は、これを切り捨てる。）

Ｂ　一斉除雪（１日当たりの新降雪深が１０センチメートル以上であったときに限る。）を行った回数

Ｃ　自治会等が除排雪を行う市道等の延長（メートル）

（要請）

第５条　市長は、年度ごとに、自治会等に対し除排雪事業の実施を要請するものとする。

（届出書の提出）

第６条　自治会等は、前条の規定による要請を受けようとするときは、速やかに、福井市道路除排雪事業協力届出書（様式第１号）を提出するものとする。

（確認）
第７条　市長は、要請した除排雪事業が行われているかどうかを逐次確認するものとする。
（報告書の提出）
第８条　自治会等は、要請を受けた除排雪事業の終了後、市長の指定する期日までに福井市道路除排雪事業実施報告書（様式第２号）を提出するものとする。
（協力金の交付）
第９条　市長は、前条に規定する報告書を受理したときは、その内容等ついて審査し、適正であると認めたときは、第４条の規定により算出された額を自治会等に対し交付するものとする。
（その他）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
（失効等）
　この要綱は、令和９年３月３１日限りその効力を失う。ただし、同日までに福井市道路除排雪事業実施報告書が提出されたものに係る協力金については、同日後もなおその効力を有する。

附　則
（施行期日）
この要綱は、昭和６１年１１月１４日から施行する。
附　則
この要綱は、平成３年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成４年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２３年９月３０日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２５年１月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２７年１２月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成３０年１１月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和３年１１月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。